

論文の内容の要旨

氏名：綿 貫 哲 郎

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：清朝八旗漢軍の研究

本学位請求論文執筆の目的は、清朝の八旗漢軍及び漢軍旗人について、檔案（公文書）史料を中心に『八旗通志初集』などの編纂史料を併せ利用し、彼らの多元性と多様性について明らかにすることにある。

周知のとおり、清朝（1636～1912年）は明朝に続く「中華王朝」である。その清朝の支配層は「旗人」と呼ばれる「八旗」に所属した人々であった。八旗は、清（1636年以前の「後金」時代を含む）が中原に進出（1644年）する以前、太祖ヌルハチ（在位1616～1626年）の下に統合される過程で確立した軍事・社会組織である。その基層組織が「ニル」と呼ばれるもので、建国当初、旗人はそのニルを通じて八旗に所属したので、その当時の八旗制はいわば国家組織そのものといっても過言ではない。太宗ホンタイジ（在位1626～1644年）の即位後、清はその勢力を拡大し、多数のモンゴル人・漢人を傘下に収めたので、その支配の必要から、八旗蒙古・八旗漢軍という組織があらたに構成された。

八旗漢軍は、清朝が中原に進出し北京に遷都（入関、1644年）した後も拡充された。ちなみに、18世紀前半には八旗漢軍に267ニルが存在したが、入関以前の144ニルより倍増している。一般に入関後、清朝は旧明朝の官兵を綠營（中国の主要都市に置かれた治安・警察の任にあたった部隊）に編成したことは知られているが、このように八旗漢軍にもそれらを編入していたことが分かる。

明朝の制度に通じたため清朝皇帝の側近く仕え、中国内地の支配において最前線に立つものもいるなど、政治的・軍事的に貢献した漢軍旗人は、入関直後の統計によれば、全旗人男丁（壮丁になる男子）の75%を占めていた。しかし、禁旅八旗（北京に駐屯する八旗）の主要官職は満洲旗人・蒙古旗人が独占し、漢軍旗人の立場は恵まれなかった。乾隆年間（18世紀）になると「漢軍出旗」政策が施行され、漢軍旗人の約半数が旗籍から民籍へ移されるという事態が起こった。この政策は八旗生計問題、いわゆる旗人に関する財政問題解決のために実施されたものであったが、実際には八旗満洲と八旗蒙古の優位性、ひいては「満洲アイデンティティ」の保持を喚起させる表裏の存在として八旗漢軍が位置づけられたことを意味している。また、漢軍旗人は中国内地の被支配者である漢人（民人）とも異なる微妙な立場にあった。浦廉一氏によれば、一般漢人にとって漢軍旗人は「異民族たる満洲人に付随した」漢奸で、武芸は退廃し科挙出身官僚の漢人ほど優秀ではないと理解されていたという。これをはじめとして、先行研究では八旗漢軍や漢軍旗人の存在は、マイナスイメージで語られることが多い。

清朝は概して「中華王朝」として理解されるが、他方内陸アジア史側から検討するアプローチも存在する。実際、清朝は東アジアだけでなく中央アジアに跨った帝国であり、伝統的な「中華王朝」の歴史は、「帝国」の一部分にすぎない中国本土（China Proper）に限定される。その清朝を構成する諸民族の非漢語史料を用いた内陸アジア史からの視座は、その各様の立脚点から「帝国」全体の実像を浮かび上がらせている。このような「満洲王朝」としての支配構造解明は、杉山清彦氏等によってなされたが、その考えの中心となったのが清朝の軍事・社会組織の根本である八旗制である。杉山氏は、清朝に征服された諸集団がニル編成される際は旧来の門地・勢力を基準とし、通婚などの諸結合関係に基づいて新たな主従関係の設定がおこなわれたことを証明し、清朝政治史解明のためには、旗人の姻戚関係と領旗支配の構造的特徴の検証が不可欠であると提言した。それに加えて村上信明氏は、清朝の藩部統治における蒙古旗人の任用形態を検討し、蒙古旗人と満洲旗人との異なる役割を検証した。一般に清朝統治といえば、満漢併用制が知られるが、漢人科挙官僚の任用は中国内地にとどまっておらず、モンゴル、青海、そしてチベット等の事務を統轄する理藩院の官員は、満洲・蒙古旗人であった。すなわち、清朝全体の統治構造を知るためには、単に「中華王朝」としての伝統と変化を語るだけでは不十分であり、その多元的な構造をさまざまな視点から、多角的に論ずる必要がある。

筆者によるアプローチの中心は、上述の杉山氏や村上氏と同様に内陸アジア史側からのものである。本学位請求論文では、この視座から、従来マイナスイメージで語られてきた八旗漢軍というものが一体いかなる存在であったのか、またそれは八旗満洲や八旗蒙古とどのように異なっていたのかという点について考察を加えた。本論文でおこなった八旗漢軍及び漢軍旗人に関する検討は、清代のみならず、現在の「漢人」や「漢民族」を考える際にも重要な材料を提供できるものと筆者は考えている。

かかる問題意識に基づき、本学位請求論文では、以下の7章に分け検証をおこなった。

第1章では、八旗満洲の構造解明に有効であった通婚関係の分析手法を、八旗漢軍の母胎である旧漢人の権門に応用し検討を加えた。「旧漢人」と呼ばれた佟養性や李永芳に太祖の孫娘が下嫁されたことは知られているが、筆者は孫娘がいずれも太祖庶子の娘であるという点に着目した。これは建国当初の漢人の政治的位置が八旗満洲より一段劣っていた証拠と理解できる。彼らは交換婚や世代を越えた通婚関係によって姻族である庶子一族との結びつきを強め、同一の旗王属下となった。太宗期には、漢軍旗人の政治的地位が上昇するが、これは彼らが皇族嫡子の娘を娶り始めた時期と重なる。

第2章では、順治初年における漢軍旗人内部の序列について検証した。清朝の中国支配が完成したころ、従来の研究では、漢軍旗人のうち「從龍入関」者（入関前に八旗に編入した者。「旧漢人」と「新漢人」を指す）が特権身分となったとされる。筆者は、北京の中国第一歴史檔案館に所蔵される世職（爵位に相当する）の「根源冊」（成立や継承の過程が記された檔案史料）を分析し、編纂史料未載の順治七年（1650）の「恩恤」記録を見いだした。そこでは「從龍入関」者のうち旧漢人のみが特権の対象とされていた。このことは、旧漢人と新漢人という呼称が単に清朝への投降時期に依拠した分類名にとどまらず、摂政王ドルゴン執政期では政治的差異が存在したことを意味し、編纂資料への記録未載の原因については、順治帝による政治判断との結論を提示した。

第3章では、順治朝から雍正朝（17世紀中葉～18世紀中葉）にかけて編設された漢軍ニルと漢軍旗人について検討を加えた。『八旗通志初集』は、旗人の来歴を知る基本資料であるが、18世紀中葉の八旗改革の結果が纏められたものである。それ故にそれ以前の状況について知ることは難しい。筆者は当時の官職名簿を発見し、それに付された1,000名近い人物に関する名簿の加筆、塗末、そして塗改の痕跡を精査し、当該時期の八旗漢軍について復元作業をおこなった。その結果、順治年間の投誠官（南明政権）出身者は八旗全体に等しく分配（八家均分）され、康熙年間の「三藩」や鄭氏政権の出身者は上三旗に偏って所属している事実をあきらかにした。これについては、八旗満洲や八旗蒙古を含めて考察することで、入関後における八旗の全体像や旗王支配の構造解明にも繋がると考えている。

第4章では、雍正朝の八旗改革と「勳旧ニル」について考察した。従来の研究では、ニル三分法とは、雍正五年（1727）年に初めて雍正帝（在位1722～1735年）が皇帝独裁権を背景に実施した八旗改革の政策のひとつと言われている。筆者は、雍正年間の漢軍勳旧28ニルを比定・類別化したが、その過程で、雍正帝の皇帝権力が脆弱であった八旗改革前の雍正三年（1725）に自らの麾下だけでニル分類をおこなった事実を示す檔案史料を見出した。漢軍ニルの案件から「勳旧」という名称が「入関前」と同義語であったこと、案件の処理を通じてニル三分法の勳旧ニルと世管ニルの雛形が生まれたことを論証した。また、ニル三分法を通じて雍正帝の八旗支配の限界にも言及した。これは雍正帝の君主独裁制をめぐる議論を満洲王朝の立場から補完することになる。

第5章では、「六條例」の分析を通じて乾隆年間の八旗社会を考察した。先行研究によれば、乾隆三十年（1765）作成の「六條例」は「ニルの継承に関する規定」であるとされる。しかし、筆者はこれが佐領と世職を包含し、八旗世襲官員の継承規定であったことを論証した。これは、雍正年間以降の旗王権力弱体化によって、旗王の掣肘を受けずに八旗制身分秩序を機能的に再生産させるものとして、また世襲官（佐領・世職）の権利を有する旗人にとって、それを確実に子孫に伝えることを可能とする規定であった。ここから乾隆年間の八旗社会変容の一端を伺い知ることができる。

第6章では、「恩騎尉」という世職を中心として、乾隆期の八旗社会の一端を検討した。乾隆十五年（1751）に創設された恩騎尉は、当初は旗人の武功立職者の実の子孫だけに賜与されていたが、次第に緑營の漢人やジャサク旗・屯土官弁等、清朝領域内に居住するあらゆる人々に適用されていくようになった。また、これとほぼ同時期に前述の「漢軍出旗」が実施された。このような漢軍旗人削減の一方で、八旗世職が八旗社会を越えて広く賜与され賞銀を与えられたことについては、朝廷による「尚武」の働きを期待された人々を基準にした「入れ替え」と理解し、それにより序列化のバランス

維持と軍事的な安定を目指そうとした施策である可能性について言及した。

第7章では、満洲王朝がもつ内陸アジア的部分に立脚し、安南（ヴェトナム）人の八旗漢軍編入とその背景について論じた。そのなかでとくに注目したのは、漢人科挙官僚と旗人官僚の役割の違い、また皇帝の側近く仕える侍衛の存在についてである。すなわち、乾隆帝期に侍衛出身の満洲旗人が、科挙官僚にかわって最前線に立てられたのは、安南遠征で崩れた両国間の形式的な関係修復よりも乾隆帝の意志を確実に実行するためであり、それは安南国王の入朝を実現させ、乾隆帝八十歳の記念式典に華を添えることが目的であったことをあきらかにした。そのために、安南黎氏の亡命者一行が、南寧より桂林、次いで京師に移され、鑲黄旗漢軍第二ジャラン第九ニルとして編成された経緯についても考察した。

清朝国家の基盤を構成する八旗制の中核は言うまでもなく八旗満洲である。しかし、本学位請求論文では、いままであまり論じられることがなく、しかもマイナスなイメージでとらえられてきた八旗漢軍、またそれを構成する漢軍旗人について、入関前、入関直後、そして八旗改革の時代など各時代における状況について検討を加え、歴史的な変遷と、その多元性や多様性についてあきらかにした。

本論文において目指したのは、清朝の構造を「内陸アジア史」的な視座で理解することである。八旗満洲、八旗蒙古といった「漢人」とは異なる人々はともかく、ルーツとしては「漢人」でありながら、清朝の旗制のなかに位置づけられ、一般漢人とは遊離した存在である「八旗漢軍旗人」をどのように理解していくべきか、逆に清朝にとって「漢軍旗人」とはどのような位置を有していたのかという問題については、いままでほとんどその検討がなされることはなかった。本研究は、八旗漢軍変遷のエポックとなった事例を、非漢文史料をはじめとする新出の檔案史料をもとに検討し、その具体的な姿をあきらかにした。このことが、本学位請求論文のもっとも独自性を有する特徴といえよう。

以上